広報 いずみざき

村作り五原則

一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
一、教養を深め、文化のかおり高い村を作りましょう。
一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう。

昭和54年３月５日発行　（第１４２号）　編 集・泉崎村役場総務課　印 刷・野木印刷所

新学期をひかえて――
幼い子を交通事故に
あわせないために

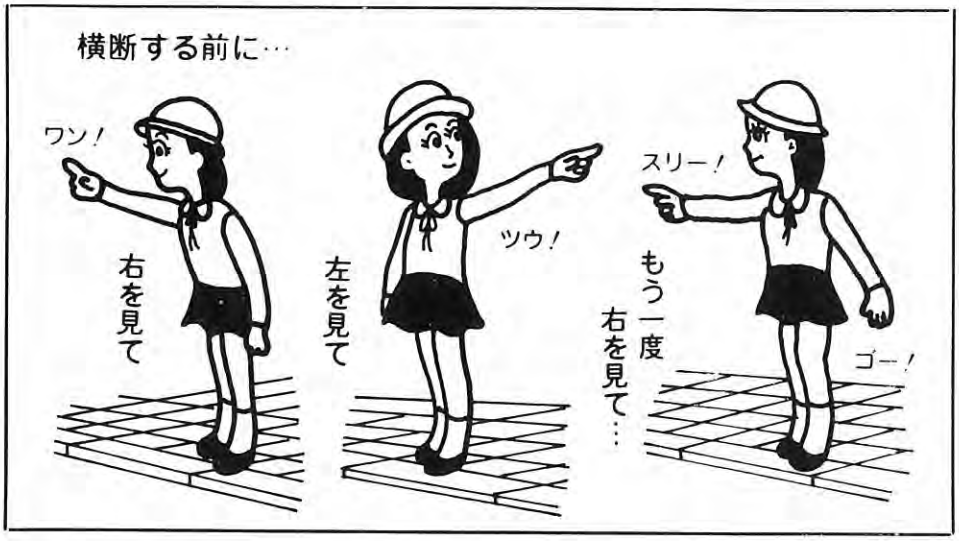

おかあさんは次のことを、こどもに教えて下さい。

- 急に道路にとびださないこと。
- 道路を横断するときは、車が止まるまで待つこと。
- 道路や鉄道付近では遊ばないこと。
- 車のすぐ前や、すぐうしろを横断しないこと。
- 車と車の間はあぶないから絶対に横断しないこと。

３月号

＜村民のうごき＞　世帯数　1,205　人口 5,551人　男 2,765人　女 2,786人

〃初の婦人消防隊結成〃

谷地久保、都橋山、八丸の婦人三十名で！

去る二月二十五日、中央公民館において泉崎村婦人消防隊結成式が開催されました。

結成式は谷地久保、八丸都橋山の各自治組合より推せんされた御婦人三十名の参集を得て、村長、団長のあいさつの後、規約の審議役員の選任を行ない、初代役員に次の方々が選任されました。

隊　長　菊地美津子
副隊長　今井　敬子
一班班長　三村あつ子
〃副班長　遠藤チエ子
二班班長　本柳　京子
〃副班長　小林みち子
三班班長　横川　里美
〃副班長　国分　スズ

議事審議終了後、村長及び団長から各隊員にハッピが交付され、早速ハッピを着用して診療所前の消火栓で放水訓練を実施しました。

谷地久保、八丸、都橋山の三地区は、戸数百三十八戸を有しているが団員数が七名と少なく消防体制が懸念されておりましたが、今回の婦人消防隊結成により防火意識の高揚及び初期消火に大いに役立つものと各方面より期待されております。

泉崎村土地改良区総代選挙当選者決る

昭和五十四年二月十三日をもって任期満了による総代選挙を二月六日に執行し第一第二選挙区とも立候補届出締切日において選挙すべき総代の数をこえませんでしたので、投票は行なわず次の方々が無投票当選と決定しました。

記

第一選挙区
中野目寛　有賀国喜
有賀喜一良　三村　清
山本幸一　室　俊雄
小林正佳　本柳清一
小林直美　鈴木繁雄
小針嘉重　小林覚次
関根幹雄　小針健治
伊倉伊三郎　有賀吉夫
野崎二士也　箭内正次
真尾喜市　行武作治

第二選挙区
小林武夫　星　雅輝
佐々木一恵　石川康男
白岩太吉　中畑幹雄

第二選挙区
菊地政治　菊地信勝
菊地義一　小林一男
小針政三　小林直充

飼い犬の野放しは絶対にやめましょう

最近、飼い犬の野放しが多く見うけられるようになりました。全国各地で犬による被害が多く出て大事故につながっています。なにげない犬の野放しが、人に危害を加えたり、他人の財産に多大な損害を与える危険につながります。このような事故が発生した場合には、飼い主の責任となり損害賠償の対象となります。また、飼い犬の登録をしなかったり、また狂犬病予防接種を受けていない場合にも3万円以下の罰金となっております。

今後保健所では犬の野放しはきびしく取締ることとし、係員が野放しにして置く犬や鑑札をつけていない犬を見つけた時は、すぐに捕獲し抑留することになっています。

犬を野放しにして置きますといつその犬が狂犬化して他人に損害を与えるかもしれません。今後絶対に飼い犬の野放しはやめましょう。

また野放しになっている犬を見つけた時は、役場の住民課、または白河保健所まで連絡して下さい。

尚、捨てたい飼い犬がありましたならば役場の住民課まで連絡して下さい。ただし53年度の登録をしてない場合は登録料二千円を収めて下さい。

昭和54年度能力再開発訓練入校生募集について！

産業界の不況下における再就職に応えうる知識と技能を白河専修職業校で身につけてみませんか。

一、入校資格
義務教育修了以上で職業訓練に耐えられる健康な者

二、訓練職種
溶接科及び電気機器科

各10名

三、訓練期間
一ケ年（授業料、実習機料費無料）

四、入校選考日
昭和五四年三月二三日㈮

五、選考方法
中卒程度の簡単な社会、国語、数学及び面接

六、その他
内容等についてお知りになりたい方、又は募集手続き等は白河公共職業安定所又は当校までご連絡下さい。

白河市上ノ原
福島県立白河専修職業訓練校
電話　白河(3)－3777

明るい選挙は わたしたち一人一人の手で

統一地方選挙を前に

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な〝意思表示〟です。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。

四月八日と二十二日の統一地方選を前に、公正で明るい選挙を実現するために、私たち有権者が心得ておきたい基本的なルールのいくつかを、紹介しましょう。

候補者などの寄付は全面禁止

きれいな選挙は〝三ない運動〟から

贈らない、求めない、受け取らない

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意思のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義であろうとも、いっさい禁止されています。

また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけないので、十分注意しましょう。

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否とを問わず、日常のあらゆる場合についてあてはまります。

ここでいう「寄付」とは、お金や品物を贈ることはもとより、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれます。

具体的な例をあげると、次のようなものです。

◎お中元やお歳暮、出産・入学・卒業、開店などの祝いを贈ること

◎お葬式の際、香典や花輪などを出すこと

◎祭りや催し物にお金や酒などを提供すること

◎団体旅行などに寄付すること

候補者や政治家などの寄付については、選挙のときはもとより、常日ごろから

贈らない
求めない
受け取らない

の〝三ない運動〟で「きれいな選挙」を心がけましょう。

〈選挙法ひとくちメモ〉

政治家や候補者などが
お中元や寄付など金品を贈ることはルール違反です。

政治家や候補者などに
お祭りの寄付など金品を求めることも禁じられています。

政治家や候補者などから
祝儀やせん別など金品を受けとってはいけません。

―贈らない・求めない・受けとらない―

選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。

特集

明るい選挙はわたしたち一人一人の手で

いろいろな投票制度

投票は、投票日に、有権者が投票所に行って、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。

しかし、やむを得ない特別の事情によって投票日に自分で投票できない方などのために、次のような制度が設けられています。

代理投票

身体の故障などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のためには、〝代理投票〟が認められています。

代理投票をされる方は、選挙の当日、投票所の係員にお申し出ください。二人の投票補助者が決められ、一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち会って代理投票が行われます。投票を補助した者は、その秘密を守らなければなりませんので、誰に投票したかその選挙人の投票秘密は保障されます。

点字投票

目の不自由な方は、点字によって投票することができます。遠慮なく係員に申し出てください。

不在者投票

投票日に、仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のために、不在者投票制度が設けられています。

不在者投票で出張も安心

選挙の当日、自ら投票所に行けない「やむを得ない事情」とは、たとえば、次のような場合です。

◎選挙人（有権者）が、自分の投票区の区域外で職務に従事中である場合（たとえば、出張など）。

◎選挙人が、やむを得ない用務や事故のため、自分の投票区のある市町村の区域外に旅行中または滞在中の場合（たとえば、新婚旅行など）。

◎選挙人が病気や負傷、妊娠、老衰などのため歩くことが困難な場合。

◎交通が著しく不便な一定の地域に住んでいる場合や滞在中の場合、あるいは職務に従事中の場合。

◇　◇

これらの人は、告示の日から投票日の前日までの間に、不在者投票をすることができます。

不在者投票をされる場合、詳しいことはあらかじめ最寄りの選挙管理委員会におたずねください。

郵便による不在者投票
＝在宅投票制度＝

身体に重度の障害のある方は、郵便によって不在者投票をすることができます。

この在宅投票ができる人は、身体障害者手帳が交付されている方、または戦傷病者手帳を交付されている方で、その傷害の程度が、一定の基準にあてはまる人に限ります。

なお、郵便で投票する場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求しなければなりません。また、郵送する期間も考慮して、早めに投票用紙を請求し、投票を済ませる必要があります。

特集　明るい選挙はわたしたち一人一人の手で

こんな投票は無効です

次のような投票は、無効です。

◎投票用紙以外の用紙、たとえば、入場券や普通の紙や名刺などに候補者の氏名を書いて投票したもの。

◎二人以上の候補者の氏名を書いたもの。

◎候補者の氏名のほかに、余計なことを書いたもの。

たとえば、

●氏名を、○や「」（）印などで囲んだもの

●氏名の下に「へ」「え」「さんへ」などと書いたもの

◎候補者の氏名を自書しないもの。たとえばゴム印を使用したもの。

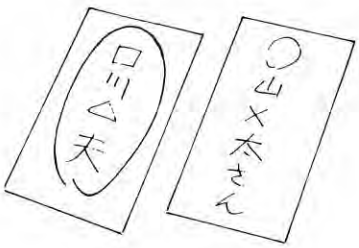

選挙人名簿にのっていますか

都道府県市区町村の選挙権を有するためには次の要件が必要です。

①日本国民であること

②満二十歳以上であること

③引き続き三か月以上その選挙が行われる都道府県または市町村の区域内に住所があること

しかし、投票するためには、選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿は、住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。

選挙人名簿の登録は、毎年一回九月に行われますが、選挙のあるときは「選挙時登録」が行われます。

この名簿は、選挙の前に一定の期間、一般に公開されます。

万一、登録がもれている場合は、補正登録をすることができます。

統一地方選挙

暮らしの中の自治用語

今年は、四年に一度の統一地方選挙の年です。

今回の統一地方選挙の投票日は、都道府県と指定都市の選挙については四月八日、指定都市以外の市町村、特別区の選挙については四月二十二日です。

地方団体の議会の議員と長の任期満了による選挙は、任期満了の日前三十日以内に行うのが原則ですが、今年は、全国の地方団体の議会の議員と長の約四割が三月から五月の間に任期が満了します。

これらの地方選挙については、個々バラバラに行うよりは統一して行った方が、住民の選挙に対する関心が高まり、自治意識の向上にもつながるとともに、選挙の管理執行についても円滑な運営が期待できます。そこで、これらの選挙については、特例法により、選挙の期日を統一して行おうというものです。

今回の選挙は、昭和二十二年に統一地方選挙が行われて以来、第九回目に当たります。

公民館だより

高砂学級閉講

今年度十三回の学習を終えて学級を終了する人は138名内無欠席精勤者は87名、三月十七日（土）午後一時半から行い、精勤者には賞状賞品が授与される。

婦人学級閉講

今年十二回に亘って行われた婦人学級の閉講式は三月三十日（金）午後一時半から行い記念映画会又は講演会を開き簡単な反省茶話会を行うので学級生多数の出席を望んでやまない。

囲碁教室の開設案内

最近健全娯楽として囲碁を楽しむ人が全国的に増加しているが、本村でも希望者が多いので囲碁教室を次の予定で開催する。

希望の人は誰でも、いつでも参加して勉強されたい。

一期十時間とし、三期で終了できる。続けて受講すれば全くの初心者も八級程度まで上達できよう。

なお講師には白河市から有段者が来る他本村の囲碁クラブ員が対局相手をして実戦で棋力の向上を図る。

第一期・二月二一日㈬より三月二九日㈭まで・毎週水、木曜日、夕方五時から六時まで。・入門講座と中級講座にわかれる。・碁を覚えようとする人は入門で、碁を少し打てる人は中級講座で学ぶ。・受講料は一期千円。・第二期は受講生の希望により二か月位の期間をおいて行う予定。

なお第二期から受講することもできるので希望者は申し込まれたい。

新春囲碁大会

去る二月四日立春の日に行われた囲碁大会に於ける五人抜戦及びトーナメント戦の成績は次の通りである

五人抜戦

優勝　四勝一敗5海上博之
二位　四勝一敗2荒井次男
三位　四勝一敗3室　隆一
四位　三勝二敗3角田敏文
五位　三勝一敗3円谷泰秋
六位　三勝一敗3三瓶　清

トーナメント戦

優勝　5級　星　彰一
準優勝　1級　荒井利定
三位　2級　今井源四郎
四位　3級　小林浩男

高齢者人材活用事業

『凧づくり講習会』

高齢者人材の五十嵐重雄坂本輝弥、穂積政浩氏の指導により子ども達に凧づくり講習会を行った。

体協だより

「53年度職域対抗卓球大会」

去る二月二十日の打合せで次のように決定した。

一、三月四日㊐八時半集合
九時から試合
二、場所　泉一小　体育館
三、選手　村内企業・職域団体、男女年令制限なし、五名

支部対抗卓球大会

一、日時　三月十八日㊐
八時半集合、九時開始
二、場所　泉崎中学校　体育館
三、選手　男二人、女二人
但し、女子は二、四番目に出場
全支部からの参加を期待する。

『スポーツ安全協会傷害保険の概要』

スポーツ団体もしくは社会教育関係団体に所属してスポーツ活動もしくは社会教育活動を行う者がその活動中に生じた事故等によって傷害を被った場合これを補償するためこの保険制度を活用して救済措置を講じ社会一般における体育スポース活動の普及振興に寄与することを目的とする。

昨年の村内加入者九八六名。支払保険料
二九五、八〇〇円
事故者六名保険請求額
二一三、〇〇〇円でした。

五十四年度から保険料が三〇〇円から『六八〇円』になります『10名』以上の団体で『氏名』『年令』『性別』『職業』明記し『三月一日から七月三十一日』まで加入受付致します。詳しくは、中央公民館まで。電話二二五八なるべく早めに加入お申し込み下さい。

〈郷土編纂室資料だより〉

高堀の提灯測量

昔北平山の新田、堂の下や烏川では、毎年のように田の水が不足して困っていた。特に旱魃の時などは田植えもできない有様であった。そのために碌に年貢も納められないことがしばしばあった。

そこで豊富な阿武隈川の水をひいて水不足を解消しようと部落民が集って協議した結果、関和久組の水路より水を頒けて貰うよう関和久組に嘆願した。関和久組は白河芦の口先の阿武隈川に堰をつくりカシキ山の麓を経て関和久の耕地に水を引く水路があった。この水路を利用して分水して貰うことになった。

分水の承諾を得た北平山組では、これにもとづいて水路づくりを計画した。

まず新田までの水路の幹線をつくるのには、どこを通したら良いか、またその高低をどうしたら計られるかなどを協議した。その結果水路は山寺の東側より上野舘を通し木曽山の東より新田部落にはいるように決めた。水利用農家が全員提灯を持って集まり、各々あらかじめ昼間抗を打って印をしておいたところに夜間提灯を立てて水路の高低を計った。この測量方法を提灯測量と言う。

水の利用者はその所有反別の多少に依って使役数を決め水路の堀さくを実施した。特に上野舘あたり即ち俗称ハナマガリと言って水路の曲るところの堀さくは困難をきわめた。この場所は一丈五尺も深く堀り下げたと言う。冬の高堀りの工事も完成し、部落農民は田一反歩に付一駄の畤を持って阿武隈川の堰止めを行った。水は勢いよく堀り割りを流れ、烏川、新田、堂の下などの田をうるおわしたこの時の部落農民の喜びようはたとえようもなかったという。

文化財審議員
遠藤輝之助

村づくり体験発表大会で薄井トミエさんが最優秀賞に選ばれる!!

県主催の昭和53年度福島県村づくり体験発表大会が2月16日郡山市で開催され本村の北平山地区が指定を受けている「生活環境改善対策事業」実施地区の代表発表者薄井トミエさんがみごと最優秀賞に選ばれました。

この発表大会は、各農業改良普及所管内において、それぞれ一地域が指定を受け、改善整備のための住民の実践活動を実施している「農業健康モデル地区育成事業実施地区」4年次、「生活環境改善対策実施地区」3年次がそれぞれ最後の年次を迎えた地区の代表（11地区）が体験発表を行いこれまでの活動実績を広く紹介し、更に相互研さんを深めることにより新しい村づくりを強力に推進してきたことを発表された。

北平山地区は、昭和51年度に県の指定を受け、3年次の間に、集落内の清掃の実施、居住環境改善コンクールの実施、花いっぱい運動、ゴミ収集場所の整理整頓等の環境改善推進を実施したことを体験をとおし発表され、この体験の内容が特に高く評価されて選ばれたものです。

中小企業に働く皆さんへ!!

泉崎村は、生活、住宅資金の貸付を2月6日からスタート。

商店などの小規模事業所に働く組織をもたない勤労者の皆さんには、これまで手軽に、すぐ必要な生活資金、住宅資金の融資を受ける地方自治体の制度はありませんでした。

そこで今年から村は、県とともに融資基金を設け財団法人福島県信用基金協会が融資保証を行うことによって、この方々に対し融資を容易にする「勤労者互助会制度」を実施しました。

この制度を利用するためには、村内に住んでいる者及び村内の事業所に働く方が、まず「泉崎村勤労者互助会」（事務局は役場産業経済課内）の会員になることが必要です。会員が借入しようとするときは、この互助会に申込むことになります。

融資条件は次のとおりです。

一、生活資産（無担保）
　用途　生活資金全般
　融資額　五〇万円まで
　利率　月率〇・七四％（年利八・八八％）
　保証料　年〇・七三％
　返済方法　月賦返済（一一回払、二二回払三五回払貸付期間は三年まで）

二、住宅資金（土地、建物担保）
　用途　土地、建物の購入新築、増改築資金
　融資額　五〇〇万円まで
　利率　月利〇・七三％（年利八・七六％）ただし変動金利制
　保証料　年〇・二八％
　返済方法　月賦またはボーナス併用返済（貸付期間は一二年または一八年）

三、借入れ申込みのできる方
　次の三つの条件のいずれかも該当することが必要です。
　イ、満二〇才以上の方
　ロ、「泉崎村勤労者互助会」の会員で、入会後一カ月以上経過している方。
　ハ、事業所（商店を含む）の従業員として二年以上継続して勤務しており、これからも引き続き勤務しようとする方。

なお、申込みなど詳しくは、役場産業経済課（電話二一一一番）へお問い合せください。

学園だより

◉泉崎幼稚園

・園旗新調

園旗のある幼稚園は県内でも珍しいが、この程立派な園旗が泉崎幼稚園に備えられた。

この園旗は横一・二米縦一米で愛情と平和を表はす赤地に銀で園章が刺繍されている。製作費は三十五万円。入園式や卒園式には園児達の前に飾られる。

・卒園式は三月十七日㈯八十一名が二年間の保育を終えて小学校へ入学する。なお三月十八日から四月八日までが春休みとなる。

小学校卒業式は三月二十三日（金）午前十時から

中学校卒業式は三月十四日（水）午前十時から

◉泉崎中学校

卒業式は三月十四日

今年度の卒業式は三月十四日㈫午前十時から行われる。男子四七、女子五七計一〇四名が卒業する。

高校入試は三月十六日

県立高校の入試は三月十六日各県立高校で行われるが本校からの受験生は次の通り。全員目出度く合格することを祈る。

福島高専一、安積高一、白河高普六、理一、白河女高三六、矢吹高男四、女八須高商二、岩瀬農一、白河農工高農業男五女一、機械男五、電気男九、商業男五女五、家政女八　合計九八

なおすでに私立高校合格者は次の通りです。

安積商女二、日本女工三、郡女大付属二、東北高男一

◉泉崎第一小学校

一日㈭授業参観日、一時三十分から、終って本年度最後の学級懇談となります。

六日㈫新入生保護者会、二時からお子様同伴でお出ください。

二十三日㈯昭和五十三年度卒業式を本校屋体で開催します。十時からですので保護者は多数参列ください。

税務署だより

◎所得税の申告と納税は三月十五日まで

所得税の確定申告期限は三月十五日ですが、もうおすみでしょうか。期限間近になりますと税務署は大変混雑しますので、早めに申告をおすませください。

申告書の書き方や計算方法などでわからないときは最寄りの税務署や税務相談室で相談に応じています。

申告しなければならない人が申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、後で、不足の税金を納めるだけでなく、加算税なども納めなければならないことになりますので、忘れずに正しい申告をしてください。

所得税の計算をするときには、いろいろの控除を受けられますが①雑損控除を受けるときは、被害を受けた住宅や家財の損害額の明細書②医療費控除には、支払った医療費の領収書③住宅取得控除には(イ)建築確認通知書の写し(ロ)登記簿謄本(ハ)住民票の写し、など確定申告の際に、添付したり提示したりする書類があります。

また、所得税の便利な納付方法として、振替納税制度がありますのでご利用ください。

◎退職金と税金

サラリーマンならいつかは「退職」の日がやってきます。そのとき手にするのが退職金ですが、その退職金の支給を受けるときには所得税と住民税が源泉徴収されます。

退職金は、長い間の勤労の対価であり、退職後の生活のためにも大切なものですから、他の所得と分離して課税されるなど、軽い負担ですむようになっています。

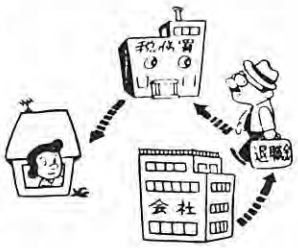

＜退職所得の計算＞

(退職金の額－退職所得控除)×½＝退職所得

この退職所得に、所得税の税率をかけたものが所得税額、住民税の税率をかけたものが住民税額となります。

＜退職所得控除額＞

退職した人の勤続年数に応じ

一、勤続年数が二十年以下のとき

勤続年数×二十五万円

二、勤続年数が二十年以上のとき

(勤続年数－二〇年)×五十万円＋五〇〇万円

退職所得の計算などでわからないときは、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

おいわい　おめでた　おくやみ

□結婚おめでとうございます

白岩正光　踏瀬字町頭三番地
絹子

□出産おめでとうございます

お子様名	父親名
室　亜紀子	隆一
泉崎字宿七八番地	
佐藤美幸	藤雄
関和久字景ノ原一番地	
荒井美紀	勝恵
北平山字高柳六六番地	
大塚一成	甚一
関和久字上町八一番地	
山村幸恵	慶紹
関和久字下町六一番地	

阿部陽一　信一
泉崎字愛宕山四七番地
佐藤雅彦　勝治
関和久字下原五八番地
国井豊和　豊
泉崎字谷地久保三番地
久保木　崇　孝雄
踏瀬字滝原前山八番地
中野目　淳　喜一
泉崎字小林二五番地
鈴木　孝　薫
関和久字松ケ沢六番地

■謹しんでお悔み申し上げます

踏瀬字踏瀬五番地
白岩義一　七二才
関和久字富内二六番地
藤田光夫　三八才
関和久字下町五三番地
兼子春野　七四才